

【資料 1】

報告第 1 号 令和 7 年度第 1 回会津美里町運賃協議会の結果について

令和 7 年 8 月 29 日を基準日として令和 7 年度第 1 回会津美里町運賃協議会を书面開催し、道路運送法第 9 条第 4 項に定める運賃の改定について協議を行ったので、会津美里町地域公共交通会議設置要綱第 10 条第 5 項の規定に基づき、下記のとおり協議結果を報告します。

記

1 協議事項

路線バス(協議路線)の運賃改定(案)について

2 協議結果

全委員承認(意見等なし)

3 資料等

- ・ 第 1 回会津美里町運賃協議会次第
- ・ 会津美里町運賃協議会委員・事務局名簿
- ・ 路線バス(協議路線)の運賃改定(案)について
- ・ 運賃表
- ・ 一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃の運用見直し(参考資料)

令和 7 年度 第 1 回会津美里町運賃協議会

次 第

協議事項

路線バス協議運賃改定（案）について（【資料 1、【資料 2】）

会津美里町運賃協議会委員・事務局名簿

(任期：令和7年4月1日～令和8年3月31日)

委員						
No.	区分	団体・機関等	所属団体役職	氏名	役職	備考
1	一般乗合旅客自動車運送事業者の代表	会津乗合自動車株式会社	輸送管理課兼 営業企画課課長	安部 和人		
2	住民の代表	会津美里町自治区長連絡協議会	副会長	石田 仁		
3	住民の代表	会津美里町老人クラブ連合会	会計	天野 清司		
4	住民の代表	公募委員		渡部 亘		
5	国土交通省東北運輸局福島運輸支局長が指名する者	国土交通省東北運輸局 福島運輸支局	企画調整部門 首席運輸企画専門官	日脇 渚彩		
6	会津美里町副町長	会津美里町	副町長	鈴木 國人	会長	

事務局 会津美里町政策財政課

役職等	氏名	備考
課長	渡部 雄二	
課長補佐	栗城 嘉則	
副主幹兼政策企画係長	鈴木 幸信	
政策企画係主任主査	星 裕一	

【協議事項】路線バス(協議路線)の運賃改定(案)について

1 概要

会津乗合自動車株式会社より協議運賃制度による路線バスの運賃改定の申し出があったことから、道路運送法第9条第4項の規定に基づき協議を行うものです。

※ 協議運賃制度…一般乗合旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金の上限を定めて国土交通大臣の認可を受けなければならないが、当該運賃等について運賃協議会等で協議が調った場合は、認可を受けることなく届出(30日前)で足りるとする制度。

2 運賃改定の理由

会津乗合自動車株式会社の路線バスは、平成19年から運賃を据え置いていました(消費税率引き上げによる変更を除く)。

しかし、少子高齢化・人口減少・コロナ禍による利用者の減少や、燃料価格・物価の高騰、更には人手不足に対応するための処遇改善により、運行経費が増大しています。

このような状況の中、今後も継続して安心・安全な輸送サービスを維持するため、運賃の改定を予定しています。

3 運賃改定(案)

(1) 運賃(料金)の種類、額及び適用方法

別添運賃表のとおり

(2) 運賃(料金)を適用する路線又は営業区域

別添運賃表のとおり

(3) 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

令和7年10月1日から実施

(4) 運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称

会津乗合自動車株式会社

4 住民、利用者その他利害関係者からの意見聴取結果

道路運送法第9条第5項の規定により、協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるた

めに必要な措置を講じなければならないとされていることから、次のとおり意見を募集しました。

- (1) 意見の募集期間 令和 7 年 8 月 8 日(金)～令和 7 年 8 月 18 日(月)
- (2) 募集方法 町ホームページ
- (3) 意見の提出方法 持参、郵送、ファックス、電子メール
- (4) 提出された意見 提出された意見はありませんでした。

運賃表（全線の利用料金）

1 運賃の種類及び額

旅客運賃の種類			額		
1 乗車	片道	大人	別添運賃三角表のとおり		
		小人	大人運賃の半額		
		幼児	小学生以上の旅客が同伴する場合は、同伴者 1 人につき、幼児 2 人を無賃、3 人目から小人運賃（幼児が単独で乗車する場合は小人運賃）		
		乳児	無賃		
		障がい者割引	種別	本人	介護人の運賃の取扱い
			身体障がい者	半額	障がい者本人が第一種の場合に限り半額
					障害者本人が小人の場合種別問わず全て半額
			知的障がい者	半額	半額
			精神障がい者	半額	半額
		手回り品	・ 基準以下の物品については無賃 ・ 基準内の物品については小人運賃 【基準】 重さ：10kg 以上、30kg 以内 大きさ：0.027 立方 m 以上、0.25 立方 m 以内 長さ：1 m 以上、2 m 以内		

2 運賃の適用方法

- ・ 割引後の 5 円の端数は 10 円に切り上げ
- ・ 障がい者割引は身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示した場合に適用する

3 運賃を適用する路線又は営業区域

別添運賃三角表のとおり

(別添)

運賃表の見方

區里信印託

[illegible]

路線バス(協議路線)の運賃表(改正前、改正後)

路線名 本郷循環線(工業団地先回り)

運賃表の見方

[illegible]

路線名 年貢町經由高田線(じげんプラザ經由)

区界停留所
変更実施運賃
現行実施運賃

路線バス(協議路線)の運賃表(改正前、改正後)										運賃表の見方				若松駅前			
路線名		年貢町經由高田線(じげんプラザ經由)										区界停留所		郵便局前		200	
												変更実施運賃				180	
												米代二丁目		200		260	
														180		230	
												年貢町西		200		270	
														180		230	
												対馬館団地 入口		200		300	
														180		260	
												飯寺東		200		360	
														180		310	
												三本松西		200		430	
														180		420	
												川南		200		500	
														180		480	
												大島前		200		600	
														180		560	
												安田前		200		670	
														180		710	
												高田駅前		200		700	
														180		760	
												横町		200		770	
														180		820	
永井野														200		830	
														180		880	
														200		260	
														180		230	
														200		270	
														180		230	
														200		270	
														180		230	
														200		270	
														180		230	
														200		270	
														180		230	
														200		270	
														180		230	
														200		270	
														180		230	
														200		270	
														180		230	
														200		270	
														180		230	
														200		270	
														180		230	
														200		270	
														180		230	
														200		270	
														180		230	
														200		270	
														180		230	
														200		270	
														180		230	
														200		270	
														180		230	
														200		270	
														180		230	
														200		270	
														180		230	
														200		270	
														180		230	
														200		270	
														180		230	
														200		270	
														180		230	
														200		270	
														180		230	
														200		270	
														180		230	
														200		270	
														180		230	
														200		270	
														180		230	
														200		270	
														180		230	
														200		270	
														180		230	
														200		270	
														180		230	
														200		270	
														180		230	
														200		270	
														180		230	
														200		270	
														180		230	
														200		270	
														180		230	
														200		270	
														180		230	
														200		270	
														180		230	
														200		270	
														180		230	
														200		270	
														180		230	
														200		270	
														180		230	
														200		270	
														180		230	
														200		270	
														180		230	
														200		270	
														180		230	
														200		270	

路線名 住吉町經由高田線

[illegible]

運賃表の見方

若松駅前

路線名	住吉町經由高田線(じげんプラザ經由)										若松駅前	
											郵便局前	200
												180
										米代二丁目	200	260
											180	220
									湯川橋北	200	260	270
										180	230	230
								川原町	200	200	280	320
									180	180	240	270
							西若松駅西	200	200	250	320	360
								180	180	210	270	310
						西飯寺	200	210	210	300	360	430
							180	180	180	260	310	370
					三本松西	200	250	270	270	300	430	490
						180	210	230	230	260	370	420
				川南	200	260	320	350	350	400	500	560
					180	220	270	300	300	340	430	480
			大島前	200	280	340	410	430	470	480	600	660
				180	240	290	350	370	400	410	510	560
		安田前	200	270	340	410	470	490	530	540	670	710
			180	230	290	350	400	420	450	460	570	610
	高田駅前	200	230	320	400	460	510	540	570	590	700	760
		180	200	270	340	390	440	460	490	500	600	650
	横町	200	250	300	390	470	510	570	620	660	770	820
		180	210	260	330	400	440	490	530	560	660	700
永井野	200	270	320	390	470	540	600	670	690	730	830	880
	180	230	270	330	400	460	510	570	590	620	710	750

路線バス(協議路線)の運賃表(改正前、改正後)

路線名 北会津・新鶴線(真宮・新鶴庁舎経由)

運賃表の見方

区界停留所
変更実施運賃
現行実施運賃

若松駅前

郵便局前

竹田病院前

鳥橋

柳原

小見別

蟹川

川崎

真宮北

出尻

石原

下荒井

東本田

銀山橋

中田前

阿久津

新鶴庁舎

新鶴駅前

吹上台入口

新鶴温泉

200

180

200

260

180

220

200

230

290

180

200

250

270

330

180

200

230

280

360

430

180

200

210

240

310

370

200

260

290

320

410

470

180

220

250

270

350

400

200

200

290

330

360

440

500

180

180

260

280

380

430

500

210

270

290

330

360

390

450

530

210

210

210

300

340

410

480

180

180

180

260

290

350

410

480

200

210

210

230

270

320

350

400

440

480

540

180

180

180

200

200

210

210

210

260

300

360

430

500

180

180

180

280

280

280

300

340

390

430

470

540

180

180

180

200

210

200

210

210

210

260

300

360

430

500

180

180

180

280

280

280

300

340

390

430

470

540

180

180

210

200

210

210

210

260

300

360

430

500

180

180

180

280

280

280

300

340

390

430

470

540

180

180

200

210

210

210

230

270

320

350

400

440

480

540

180

180

180

280

280

280

300

340

200

210

260

350

350

350

390

420

460

490

590

620

670

740

770

180

180

220

200

200

230

300

400

400

400

430

470

500

540

630

670

710

770

180

180

200

200

250

280

350

440

440

440

470

500

540

590

680

710

750

200

200

210

240

300

380

380

380

400

430

460

500

540

210

270

290

330

360

430

530

530

530

550

570

200

290

340

380

420

460

530

620

700

700

730

760

780

820

900

940

960

1020

1060

180

250

290

330

360

390

450

530

600

600

620

650

670

700

770

800

820

870

910

路線バス(協議路線)の運賃表(改正前、改正後)

路線名 永井野・オリンパス線

運賃表の見方

区界停留所
変更実施運賃
現行実施運賃

							永井野
						横町	200
							180
					高田駅前	200	270
						180	230
				安田前	200	250	320
					180	210	270
			大島前	200	230	300	390
				180	200	260	330
		川南	200	270	320	390	470
			180	230	270	330	400
	三本松西	200	280	340	400	470	540
		180	240	290	340	400	460
西飯寺	200	260	340	410	460	510	600
	180	220	290	350	390	440	510

一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃の運用見直し(R5.10～)

- これまで**地域公共交通会議において協議してきた運賃（協議運賃）**について、独占禁止法上のカルテルに当たるとの疑義が生じないようにする観点から、事業者としては運賃等を定めようとする当該一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加する（＝地域公共交通会議とは**別の会議等で協議**する）よう改正されました（道路運送法第9条等）。
- 構成員の見直しに伴い、あらかじめ、**住民、利用者その他利害関係者の意見を反映**するための措置を講ずることが規定されました。

【参考】地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）による道路運送法等の改正の内容

改正前

○道路運送法第9条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、当該運送に係る運賃等について地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の**国土交通省令で定める関係者間の協議**が調ったときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

○道路運送法施行規則

第九条の二 法第九条第四項の協議が調ったときは、同項の届出に係る運賃等について**地域公共交通会議**（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）又は協議会において協議が調っているときとする。

第九条の三 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の**地方公共団体の長**
- 二 **一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体**
- 三 **住民又は旅客**
- 四 **地方運輸局長**
- 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の**運転者が組織する団体**

2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送について協議を行う場合には、次に掲げる者
 - イ 道路管理者
 - ロ 都道府県警察
- 二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

改正後

○道路運送法第9条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、**次に掲げる者を構成員とする協議会**において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

- 一 当該路線等をその区域に含む**市町村**（特別区を含む。以下同じ。）又は**都道府県**
- 二 **当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者**
- 三 当該路線等を管轄する**地方運輸局長**
- 四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が**関係住民の意見を代表する者として指名する者**

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の**住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置**を講じなければならない。

協議運賃の運用見直しを踏まえた対応のポイント

① 運賃協議会の設置

(対応例)

- ・ 運賃協議に特化した新たな協議会を設置
- ・ 地域公共交通会議（これまで運賃協議をしていた会議）の要綱に、「運賃の協議は別に定める構成員で行う」等の規定を追加
- ・ 地域公共交通会議の「分科会」や「WG」として、構成員を定めて協議を行う等の規定を追加

※学識経験者・有識者はいわゆる「オブザーバー」等としての参画が基本となりますが、法第9条第4項第4号に規定する者（関係住民の意見を代表する者として指名する者）としての参画も可能です。

② 運賃協議会の開催方法

(対応例)

- ・ 運賃協議会単独での開催
- ・ 地域公共交通会議の開催前または開催後に連続して開催。ただし、連続して開催する場合は、運賃協議会の構成員以外は退室する、地域公共交通会議とは別室で行うなど、留意が必要です。

※独占禁止法のカルテルに該当しないよう、運賃を定めようとする乗合事業者のみが協議に参加。
また、複数事業者の運賃（区域運行を複数事業者が実施など）を協議する場合は、独占禁止法上の疑義が生じないよう、1事業者ごとに行うなど配慮が必要。

③ 住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置

- ・ 「公聴会」はあくまでも例示ですので、住民、利用者、利害関係者へ広く意見を求める手法であれば、その他の方法によることも可能です。

(対応例)

パブリックコメント、市政広報誌、自治会への説明と事業者説明会、自治体ホームページでの意見募集、
住民・利用者・利害関係者等に対するアンケート調査 等

【出典：東北運輸支局提供資料】